

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年3月18日（平成28年（行情）諮問第246号）

答申日：平成29年3月6日（平成28年度（行情）答申第775号）

事件名：特定個人に対し特定地番に係る除染について説明するための文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月5日付け環東地福庶発第1511057号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、更なる文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

宅地地権者事前立会い記録の文書が開示されていない。

（2）反論書

平成26年1月30日に特定個人Aより、同意書が提出されており、そのときの事前立会いの記録の文書がなければならない。

平成26年1月30日に事前立会いをやるという文書も連絡も受けていない。

宅地権者事前立会いは、各関係人の立会いを得て、現況図と除染実施計画書の基づき自宅等の現況確認と除染方法について個別に説明した上、同意書の提出を受けた後に除染等工事の実施前に各関係人、環境省職員のほか、除染等工事を実施する受注JVの担当者を交え、現地で具体的な除染の実施方法について打ち合わせるものである。また、平成27年4月16日に現況確認と除染の実施方法について説明したとあるが、現

況図と除染実施計画書等の書類をいまだ担当職員よりもらっていない。

説明するのであれば、特定個人A、審査請求人の関係人に同時に説明するのが当然のことであり、片方だけに説明するのは矛盾している。

平成26年1月30日に説明していないのに平成27年4月16日に同じ説明ができるわけがない。

以上のことから、記録の文書は存在するものと考えられる。

(3) 意見書

審査請求人から、平成28年4月19日付け(同日收受)で意見書及び資料が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分に対して、「宅地地権者事前立会い記録の文書が開示されていないことから、全ての文書が開示されていない。」と主張する。

諮問庁が処分庁に確認したところ、処分庁の説明は次のとおりであった。

審査請求人は、宅地地権者事前立会いの記録文書が開示されていないとして、原処分が一部だけの開示であることを本件審査請求の理由としているが、本件開示請求に基づく開示文書は、請求する文書の名称等を踏まえ、開示対象となる文書を特定した上で、その全部を開示したものである。

また、宅地地権者事前立会いは、各関係人の立会いを得て、現況図と除染実施計画書に基づき自宅等の現況確認と除染方法について個別に説明した上で、宅地地権者から同意書の提出を受けた後に、除染等工事の実施前に各関係人、環境省職員のほか、除染等工事を実施する受注先の担当者を交え、現地で具体的な除染の実施方法について打ち合わせるものである。

しかしながら、審査請求人に特定地番の宅地等の現況確認と除染実施方法について平成27年4月16日に説明したものの、同意は得られていないことから、審査請求人が開示されていないとする宅地地権者事前立会い記録は不存在の状況にある。

したがって、原処分について、「宅地地権者事前立会い記録の文書が開示されていない。」とする審査請求人の主張には理由がない。

2 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月19日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年2月16日 審議
- ⑤ 同年3月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、「宅地地権者事前立会い記録の文書が開示されていない」旨を主張して、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、これを妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、特定個人Bを特定した上で、本件請求文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定個人Bが特定地番の地権者である事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

そして、本件存否情報は、特定個人Bの権利に関する情報であるから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

- (2) そこで、本件存否情報の法5条1号ただし書該当性に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定個人Bが特定地番の地権者である事実の有無は、不動産登記記録等により公にされていないとのことであった。

当審査会において、特定地番に係る不動産登記記録の全部事項証明書の提出を受けて確認したところ、これに特定個人Bの氏名は記載されていないことが認められる。

そうすると、特定個人Bが特定地番の地権者である事実の有無は公にされているとは認められず、その予定があるものとも認められないことから、本件存否情報は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

- (3) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本件開示請求に対して本件対象文書を特定したことは適切でなく、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであ

ったものと認められる。

したがって、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1) 本件開示請求は、審査請求人（開示請求者）に対して除染について説明するための文書一式であるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

(2) なお、別紙の1及び2のとおり、処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる3文書を開示したものであるが、本来は、開示決定通知書には、特定した文書名としてそれら3文書の名称を記載すべきであったのであるから、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、全部開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることについては、本件請求文書に該当する文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

特定年月日に特定個人 A 氏から同意書が提出されているが、もう一人の地権者である私に対して除染について説明するための文書一式（特定地番）

2 本件対象文書

特定年月日に特定個人 A 氏から同意書が提出されているが、もう一人の地権者である私に対して除染について説明するための文書一式（特定地番）

3 開示に係る文書

特定地番に係る次の文書

- ① 除染実施同意書
- ② 現況確認書
- ③ 現況図
- ④ 除染計画書